

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	愛知県
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市中区三の丸3－1－2
工場等の名称	愛知県庁本庁舎
工場等の所在地	名古屋市中区三の丸3－1－2
業種	公務その他
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	官公庁
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	～ 令和9年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場所） 愛知県総務局財務部財産管理課内
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-954-6055		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

愛知県は、これまでの取組・経験を踏まえて、独自の環境マネジメントシステムを導入し、公共事業を含むすべての事務・事業に伴う環境負荷の継続的な低減を図るとともに、その取組を通じ、持続的な発展が可能な社会を構築して、人と自然が共生することのできるふるさと愛知の実現を目指します。

この基本理念の実現に向け、次のとおり基本方針を設定し、あらゆる活動において環境保全に取り組みます。

- (1) 愛知県環境基本計画に基づき、環境を保全する事業を推進します。
- (2) 環境に負荷を与える事務事業（オフィス事務、一般事業、公共事業）については、資源・エネルギーの使用の抑制、環境に配慮した物品等の購入、廃棄物の排出抑制・資源化の推進を図ります。
- (3) 環境法令等を遵守することはもとより、環境汚染の未然防止に努めます。
- (4) 職員の環境保全意識を高め、環境に配慮した行動を率先して行うよう促します。

（「環境方針」から引用（一部改変））

(2) 地球温暖化対策の推進体制

愛知

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 5 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1, 123	t-CO ₂
① （温室効果ガス 換算） ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		1, 123	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 8 年度 目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	1, 123	t-CO ₂	1, 089	t-CO ₂	3. 0	%

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 8 年度 目標削減率	
原単位当たりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

前回の3カ年計画での3%目標を達成できなかったため、引き続き同様の目標を設定する。 なお、前回目標は、温室効果ガスの総排出量を1年間に1%を目標とし、3年間で3%削減する という考え方に基づく。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進	・クールビズ、ウォームビズの実施	
省エネルギー・省資源の推進	・昼休みや残業時には不必要な証明を消し、必要な場合はスポット照明を採用 ・トイレや倉庫などの使用していない部屋の消灯	
省エネルギー・省資源の推進	・退庁時や外出時は、可能な限りパソコンや事務用機器の主電源を切り、待機電力を削減	
省エネルギー・省資源の推進	・エレベーターの台数制御	
自動車利用における取組	・急発進・急加速をしない、アイドリングストップの確実な励行などのエコドライブを推進 ・次世代自動車の導入	

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標（2030年度）
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

毎週水曜日を「全庁エコアップ行動デー」とし、全職員に対して環境配慮等に対する意識の向上を促進する。